

自立支援法

障害者負担免除を申請

10人、行政訴訟を視野に

障害者自立支援法で障害者に義務つけたサービス利用料の原則1割負担の撤廃を求め、大阪、滋賀、埼玉の3府県の障害者10人が2、3の両日、介護給付費などの支給を

決める関係市町に負担免除を求め、申請書を出した。支援する弁護団は「支援法は障害者の生存権や幸福追求権を脅かす内容で憲法に違反している」と主張。今後、月に1度

の割合で全国各地に申請の輪を広げ、却下された人たちを原告とする行政訴訟に今秋にも踏み切りたいとしている。

申請への判断は、通常1カ月程度をめどに通知される。却下された場合、行政事件訴訟法に基づき、都道府県に行政不服審査を申し立てる。弁護団は却下された人たちで早ければ10月にも、訴えを起したいとしている。

弁護団事務局の藤岡毅弁護士によると、来週初めには広島、埼玉両県の障害者4人の「免除申請書」を出す予定。現在、弁護団には「障害と人権全国弁護士ネットワーク」代表の竹下義樹弁護団長を筆頭に約10人が加わっている。DPI(障害者インターナショナル)日本会議や日本障害者協議会などが取り組みに賛同している。(森本美紀)